

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後					現 行						
別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準					別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準						
第1～第5 【略】					第1～第5 【略】						
第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。					第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。						
1. 一般管理費の項目及び内容					1. 一般管理費の項目及び内容						
(1)～(18) 【略】					(1)～(18) 【略】						
(19)保険料 火災保険及びその他の損害保険料					(19)保険料 火災保険その他の損害保険料						
(20) 【略】					(20) 【略】						
(21)雑費 電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用					(21)雑費 電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用						
2～4. 【略】					2～4. 【略】						
第7～第10 【略】					第7～第10 【略】						
別表1 【略】					別表1 【略】						
別表2 現場管理費率					別表2 現場管理費率						
(1)-a					(1)-a						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b					a	b	
ほ 場 整 備 工 事		32.39%	82.5	-0.0627	22.50%	ほ 場 整 備 工 事		31.01%	73.0	-0.0574	22.22%
農 用 地 造 成 工 事		31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農 用 地 造 成 工 事		29.68%	46.5	-0.0301	24.92%
農 道 工 事		24.77%	30.7	-0.0144	22.78%	農 道 工 事		23.24%	25.8	-0.0070	22.32%
水 路 ト ン ネ ル 工 事		33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水 路 ト ン ネ ル 工 事		31.23%	61.2	-0.0451	24.04%
水 路 工 事		28.39%	56.3	-0.0459	21.75%	水 路 工 事		26.47%	46.3	-0.0375	21.29%
河 川 及 び 排 水 路 工 事		31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	河 川 及 び 排 水 路 工 事		30.00%	93.2	-0.0760	19.29%
管 水 路 工 事		28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	管 水 路 工 事		26.73%	67.7	-0.0623	18.62%
畑 かん 施 設 工 事		33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	畑 かん 施 設 工 事		31.26%	133.8	-0.0975	17.74%
コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事		36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	コ ン ク リ ー ト 補 修 工 事		34.20%	154.0	-0.1099	19.03%
そ の 他 土 木 工 事 (1)		31.16%	61.6	-0.0457	23.89%	そ の 他 土 木 工 事 (1)		29.65%	53.6	-0.0397	23.54%
そ の 他 土 木 工 事 (2)		35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	そ の 他 土 木 工 事 (2)		32.78%	81.9	-0.0614	22.94%

(1)-b

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a		b		
海岸工事		26.90%	104.0	-0.0858	17.57%

(1)-c

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a		b		
干拓工事		24.50%	133.8	-0.1077	13.33%

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a		b		
フィルダム工事		33.08%	166.5	-0.0828	26.20%
コンクリートダム工事		22.60%	301.3	-0.1327	15.56%

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率
前払金支出割合が40%の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	20.29%	$-4.63586 \cdot 0gX_e + 51.34242$	7.41%

(1)・(2) [略]

別表5・6 [略]

(1)-b

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a		b		
海岸工事		24.59%	78.3	-0.0735	17.07%

(1)-c

工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a		b		
干拓工事		23.09%	109.4	-0.0987	13.21%

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
	a		b		
フィルダム工事		31.70%	123.8	-0.0698	26.05%
コンクリートダム工事		21.73%	229.7	-0.1208	15.47%

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率
前払金支出割合が40%の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	14.38%	$-2.57651 \cdot 0gX_e + 31.63531$	7.22%

(1)・(2) [略]

別表5・6 [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行																																																																														
土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）	土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）																																																																														
第1・第2 [略]	第1・第2 [略]																																																																														
第3 施設機械設備工事	第3 施設機械設備工事																																																																														
1～2 [略]	1～2 [略]																																																																														
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算																																																																														
3-1～3-10 [略]	3-1～3-10 [略]																																																																														
3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表	3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表																																																																														
表-3-1～3-5 [略]	表-3-1～3-5 [略]																																																																														
表-3-6 現場管理費率	表-3-6 現場管理費率																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">5億円を超えるもの</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <th>300万円を超え5億円以下</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。(%)</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">鋼製付属設備は単独工事に適用</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td style="text-align: center;">21.30</td> <td style="text-align: center;">47.16</td> <td style="text-align: center;">-0.0533</td> <td style="text-align: center;">16.22</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水管橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td style="text-align: center;">23.83</td> <td style="text-align: center;">105.57</td> <td style="text-align: center;">-0.0998</td> <td style="text-align: center;">14.30</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額		5億円を超えるもの	備考	300万円以下	300万円を超え5億円以下	下記の率とする。(%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		A	b	下記の率とする。(%)		水門設備				鋼製付属設備は単独工事に適用	鋼製付属設備	21.30	47.16	-0.0533	16.22	ダム管理設備					水管橋					用排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	14.30	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th colspan="2">対象額</th> <th rowspan="3">5億円を超えるもの</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th>300万円以下</th> <th>300万円を超え5億円以下</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする。(%)</th> <th>(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td>下記の率とする。(%)</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">鋼製付属設備は単独工事に適用</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td style="text-align: center;">20.62</td> <td style="text-align: center;">41.99</td> <td style="text-align: center;">-0.0477</td> <td style="text-align: center;">16.15</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水管橋</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td style="text-align: center;">22.64</td> <td style="text-align: center;">87.29</td> <td style="text-align: center;">-0.0905</td> <td style="text-align: center;">14.25</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	対象額		5億円を超えるもの	備考	300万円以下	300万円を超え5億円以下	下記の率とする。(%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		A	b	下記の率とする。(%)		水門設備				鋼製付属設備は単独工事に適用	鋼製付属設備	20.62	41.99	-0.0477	16.15	ダム管理設備					水管橋					用排水ポンプ設備、除塵設備	22.64	87.29	-0.0905	14.25
工種区分		対象額				5億円を超えるもの	備考																																																																								
		300万円以下	300万円を超え5億円以下																																																																												
	下記の率とする。(%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																													
	A	b	下記の率とする。(%)																																																																												
水門設備				鋼製付属設備は単独工事に適用																																																																											
鋼製付属設備	21.30	47.16	-0.0533		16.22																																																																										
ダム管理設備																																																																															
水管橋																																																																															
用排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	14.30																																																																											
工種区分	対象額		5億円を超えるもの	備考																																																																											
	300万円以下	300万円を超え5億円以下																																																																													
	下記の率とする。(%)	(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。																																																																													
	A	b	下記の率とする。(%)																																																																												
水門設備				鋼製付属設備は単独工事に適用																																																																											
鋼製付属設備	20.62	41.99	-0.0477		16.15																																																																										
ダム管理設備																																																																															
水管橋																																																																															
用排水ポンプ設備、除塵設備	22.64	87.29	-0.0905	14.25																																																																											
(1) [略]	(1) [略]																																																																														
(注) [略]	(注) [略]																																																																														
表-3-7～3-8 [略]	表-3-7～3-8 [略]																																																																														
表-3-9 標準一般管理費等率	表-3-9 標準一般管理費等率																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td> $G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 46.883$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">11.78%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	21.78%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 46.883$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	11.78%	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">16.05%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td> $G_1 = -1.5434 \log(C_1) + 26.368$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">11.74%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	16.05%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.5434 \log(C_1) + 26.368$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	11.74%																																																														
対象額	標準一般管理費等率																																																																														
500万円以下	21.78%																																																																														
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -3.5981 \log(C_1) + 46.883$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)																																																																														
30億円を超えるもの	11.78%																																																																														
対象額	標準一般管理費等率																																																																														
500万円以下	16.05%																																																																														
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.5434 \log(C_1) + 26.368$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)																																																																														
30億円を超えるもの	11.74%																																																																														
(注) [略]	(注) [略]																																																																														